

「暮らしに変化を創出させる ICT 推進計画」実現に伴う事業 仕様書

1. 業務名

「暮らしに変化を創出させる ICT 推進計画」実現に伴う事業

2. 業務場所

日高村役場、その他作業拠点

※実施拠点においては、事業の進捗に応じて適宜、具体的に決定する

3. 業務期間

契約締結の日から 2021 年 3 月 31 日まで

※なお、事業計画期間については、2023 年 3 月 31 日以内の計画にて作成

4. 業務背景

日高村（以下、本村）は日本有数の水質を誇る仁淀川に沿い、県庁所在地から 16 km と県の中央部に位置し、村内 3 箇所の JR 駅や国道整備により比較的県内では利便性が高い村です。本村の人口は、1954 年（昭和 29 年）の 7,926 人をピークに人口減少が続き、2015 年の国勢調査では 5,030 人まで落ち込んでいます。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）に準拠した推計によると、2060 年には 2015 年比で総人口が、約 30% となる見込みです。第 1 期総合戦略を策定した後に、移住定住にかかる取組の一定の効果から、2018 年には 15 年ぶりに 39 人の社会増となり一時的に人口減は緩和されましたが、人口減少は、子育て世代の女性の流出や国や県内の自治体に比べて低い合計特殊出生率からも窺える出生数の減少や高齢化にともなう人口の自然減少の影響が大きく、歯止めがかからない状況となっています。（再生計画 抜粋）

5. 当該委託業務の基本情報（概要）

（1）調達対象事業

事業名：暮らしに変化を創出させる ICT 推進

- ① ICT 等推進人材育成・確保する事業
- ② デジタルデータ収集・分析する事業

（2）仕様

1. 事業の目的

本村は、このまま人口減少が進行した場合は、地域経済が循環せず衰退が懸念される。また、現在、当村は高齢者率 40% 以上、全国平均の半分程度の出生率により、今後、少子高齢化が急速に進み人材不足が深刻になってくることで、村内既存事業の縮小などが

予想される。人材（生産労働人口）の流出については、雇用機会の減少に加えて、社会に求められる人材が育つ環境や育成機会が乏しい現状によるところが原因と考えられる。特に、前記の「機会の喪失」から起因する ICT や情報リテラシーの低さがあるため、テクノロジーの進歩に地域がついていけず ICT を活用した既存事業に関してのイノベーションも発生しにくい状況となっている。それらを解決するため、Society5.0 社会に適応できる人材の確保と育成の場を創出し、既存事業の維持、発展に加え、場所を問わず生産活動が可能になる環境の整備により、生産年齢人口の循環を促し、持続可能な地域経済の構築が本村の課題になっている。

そのため、本村の ICT に関する実態を調査するとともに、調査結果に基づいた推進計画を作成し、自治体・住民が、豊かさの向上に向けて常に考え、動き続けている状態に向けた事業を実施することで、暮らしに変化を創出させ、地域を継続し発展させていくことを目的とする。具体的な事業の内容については、次に記載のものを提案すること。

2. 委託事業の内容

① ICT 等推進人材育成・確保する事業

専門的なノウハウ・専門的な人材育成の実績を有している民間事業者と連携し、職員や住民を対象にした ICT 等を活用して地域で活躍できる人材の育成を進める。また、本村のレベルにあった独自のカリキュラムの環境準備等を行い人材の育成を図る事業であること。

具体的には、現状の ICT スキルセットの調査と ICT 環境の将来構想から日高村における ICT に関するレベルにあった前提条件を整理した上で、日高村オリジナルの標準的な ICT リテラシーの習得を目的とした育成カリキュラムの設定の環境準備と対象者の選定や調整を行い、講座を企画し実施する。その他に、世間一般的に必要な ICT スキルセットの習得として独立行政法人 情報処理推進機構提供の IT パスポートの取得などの標準的な資格の取得も併せて行う。これらにより、自治体業務の効率化や標準化などを経てスマート自治体の実現に向けた基盤作りに向けた検討が可能となるほか、住民においても育成事業を展開することで、ICT を活用した事業への理解や新規起業に加え、関連企業が外部から移転し村内にて事業展開する際の受入れる住民感情の緩和などをもって、生産労働人口の流出を緩め、一定数の流出があっても外部からの転入増加を図り、循環する人口体系を構築する。

② デジタルデータ収集・分析する事業

本村におけるデータ活用基盤の整備を行い、収集・分析を行う。また、職員向けにデジタルデータ収集・分析から、問題・課題解決手法についてのノウハウを習得できる研修を実施し、データを元にした新たな施策検討が持続的に可能になる状態を目指す。

具体的には、現在の日高村が保有するデータの収集を行い、分析目的を明確化するとともに、分析に不足しているデータの収集手法検討と収集を実施する。データ分析結果から新規事業の創出、村内企業間の協業、地場産業の村外企業からの協業、新たな企業の誘致、既存事業の地産外商強化などに活用できる状態にすること。また、公表可能な分析結果をもとに、地域課題などを見える化することで、解決や改善を実現する。

加えて、継続的なデータ分析を行う上で、職員向けに実施するデータ分析手法の引継ぎとともに、問題・課題解決手法についての民間のノウハウを習得し、持続的な地域再生に向けた施策検討や改善のサイクルが可能となるようにすること。

3. 委託事業における要求事項

① IT等推進人材育成・確保する事業

- ・育成する対象は、村民全体を想定した事業の立案計画を実施する事を前提に3ヶ年における実施計画を提案すること。
- ・育成対象者においては、段階的にレベルを上げられるカリキュラムを提供出来る様に設定し最終的に育成した像を盛り込むこと。
- ・カリキュラムの提供に際して、その必要性への理解や対象者が積極的に受講するマインドが期待できる対応をすること。
- ・カリキュラムを提供する方法や環境においては、本事業にて準備するものとし、その環境準備費及び必要機材をリスト化するなど明記すること。
- ・カリキュラムを提供する為に必要な施設においても、本事業費とし場所の選定においては、発注者と協議の上、確定していくものとする。
- ・育成に関わるステップは教育要綱を作成するとともに、最終的にカリキュラムの講習数は協議の上確定していくものとするものの、想定数を提案書内に記載していくこと。
- ・講習の開催においては、環境準備（開設）から撤収までを受注者にて実施することとし、集客に関わる内容は発注者との協議の上適宜対応すること。
- ・1講座当たりの開催実施人数は、15名前後とし、スキルセットの調査結果により、目標を達成できるよう複数の講座を想定。
- ・必要な消耗品（テキスト印刷等含む）及びパソコン・プロジェクター等の機器については、事前に村と調整した結果、村が用意できないものについては、受託者が負担する者とする。
- ・講習における必要機材の調達を含む設置、設定、準備については、発注者と受注者における協議の上対応を決定していくものとする。
- ・提案書においては、事業期間の3ヶ年における対応内容を明記するとともに、本事業完了後における対応も記載すること。

② デジタルデータ収集・分析する事業

- ・当村における状況と今後の戦略を鑑みた情報活用と持続可能な地域経済を構築できる情報の活用方法の検討方法を明記すること。
- ・現在情報はアナログデータとデジタルデータ双方が存在している事を念頭に、本事業における活動内容を明記すること。
- ・本事業完了後においては、事業開始時に確定する分析範囲以外における活用を検討しており、発注者側である程度自走できる状況や環境の整備が可能となる状態となるように、併せて検討し提案書内に記載すること。
- ・分析に関わるテクノロジーは、現時点で特定している状況ではないため、受注者側にて選定するとともに、明記すること。
- ・PoC¹を通して容易なデータ分析手法を実現できる様、受注者と発注者双方において導入を検討していくこと。
- ・分析に必要な情報が不足している場合には、その解決手法の検討と収集に向けたアクションの企画を支援するまでは受注者と発注者協業とするが、実施においては発注者主体で実施していく事を想定。
- ・分析結果は広く公開できる状態を最終レポートとして出力するまでをアウトプットとして想定している
- ・本事業終了後においても、継続的に発注者主体で分析を実施できる様に手順を明確にした上で、組織上の体制構築案の検討も受注者と発注者において共同で検討を行う事とする
- ・取扱うデータ、情報の性質に応じてNDA²の締結など必要な措置をとること。

③ 報告書の作成

- ・各事業においてKPIを設定し、その達成に向けた取り組み状況を定期的に受注者は発注者側に報告を行うこと。
- ・報告には、進捗状況、発生した課題・問題について報告をし、それらを踏まえた計画を各事業において翌報告にて示す。
- ・事業予算に応じた推進を行うことが大前提とするが、想定外の予算が発生した場合には双方で対応を協議の上、決定していく為に必要な情報を報告すること
- ・事業推進費においては、委託費として事業費、人件費、管理費など費用区分毎に状況を定期的に報告すること
- ・各種報告についての間隔は、協議の上確定するものとするが、提案書においては受注者における想定を明記すること。

¹ PoC : Proof of Concept : 概念実証

² NDA : Non Disclosure Agreement : 秘密保持契約書

6. 注意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務を円滑に遂行するため、発注者は、受注者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (3) 業務完了後、受託者の責任に期すべき理由による納品物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに受託者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。またその責任は業務終了後12ヶ月間とする。
- (4) 当該プロポーザル事業にて採択された提案事業内容をもって、日高村地域再生計画「日高村まち・ひと・しごと創生計画」に記載の「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業」に該当する事業とする。そのため、提案事業をもとに、企業版ふるさと納税を活用した財源確保ができた場合に限り、発注することとする。

7. 参照

- (1) 日高村地域再生計画「日高村まち・ひと・しごと創生計画」
- (2) 日高村第2期 「日高村 まち・ひと・しごと創生 総合戦略」
※各種、確定版について4月以降に日高村 HP にて公開予定。
※募集時点では、暫定版であることに留意すること。

8. その他

- (1) 契約手続き等に使用する言語と通貨
日本語及び日本国通貨を使用する。
- (2) 提案事項と仕様の乖離
この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書について疑義が生じた場合は、都度協議するものとする。
- (3) 再委託
本事業における一部または全部を第三者に委託する事は原則できない。
- (4) 知的財産権
本事業における成果物（利用物含む）の現著作権及び二次的著作物の著作権と所有権は、対価が完済された時に受注者から発注者に対し、完全に移転されるものとする。
なお、受注者以外で取り扱いしている一般市販品を利用した場合については、この限りでないが、その利用については双方協議の上決定するものとする。